

# NEJSG 会員規程

## (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 North East Japan Study Group（以下NEJSGという）の会員の責務を明確にし、併せてそれぞれに提供されるNEJSG内での権利について確認することを目的とする。

## (会員の種別及び資格要件)

第2条 NEJSG の会員の種別及び資格要件は、定款第5条の規定に基づき次のとおり定める。

- (1) 正会員 NEJSG の設立趣旨及び目的に賛同して入会した個人又
- (2) 賛助会員 NEJSG の設立趣旨及び目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体
- (3) 名誉会員 NEJSG の活動に多大の功績があった個人
- (4) 施設会員 NEJSG の設立趣旨および目的に賛同し、NEJSG の臨床試験に参加する施設

## (入会手続)

第3条 前条に定める会員の入会手続きは、次のとおりとする。

- (1) 正会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、NEJSG 事務局を介して代表理事へ提出する。
- (2) 賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、NEJSG 事務局を介して代表理事へ提出する。
- (3) 施設会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、NEJSG 事務局を介して代表理事へ提出する。
- (4) 前各号の入会申込は、NEJSG ホームページから入会申込書をダウンロードする。前各号の入会申込書の記載事項は代表理事がこれを定める。
- (5) 名誉会員は、理事会の承認と本人の同意をもって名誉会員になる。

## (資格の取得)

第4条 正会員、賛助会員および施設会員は、理事会の審査・決議によって会員となる。

- 2 名誉会員については、理事が推薦し、理事会の議決により選任する。

## (年会費)

第5条 会費は、理事会で提案され総会で承認することによって定められる。

- (1) 正会員の年会費は2,000円とする。
- (2) 賛助会員の年会費は、企業団体が200,000円、個人が5,000円とする。また、入会金として、企業・団体は200,000円、個人は5,000円とする。
- (3) 賛助会員の年会費については、申し込みの口数に制限を設けない。
- (4) 年会費の金額は、必要に応じて理事会で提案され、総会で承認されることにより見直される。
- (5) 年会費は、原則、事業年度のはじめに事務局より送付する振込取扱票により納付する。

また、従来どおり総会時に納付も可能とする。

(6) 施設会員は、年会費は不要とする。

#### (会員情報)

第6条 会員は、入会の際および年度毎、もしくは必要が生じ事務局が要求するごとに、氏名、連絡先、その他理事会が別に定める事項をNEJSG事務局に届けなければならない。

2 前項においてNEJSG事務局が入手した会員に関する情報は、本人の許可なく本法人の活動以外の目的に使用してはならない。

#### (退会)

第7条 退会しようとする者は、会員番号・氏名・退会理由を記入した書面をNEJSG事務局へ郵送又はFAXにて提出するものとする。書面に代え必要事項を記入したメールにより申し出ることができる。なお、退会理由の記載は任意とする。

2 退会の際に、当該年度の未払い会費があった場合には、これを支払わねばならない。また、納入済みの会費はこれを返還しない。

3 3年以上会費の納入が無い会員は、退会の意思を表明したものとみなす。(定款)

#### (休会)

第8条 留学等により一定期間NEJSGの活動に参加できず、会員資格の継続を望む場合、文書でNEJSG事務局に届け出るにより会員資格を継続できるものとする。

2 本条が適用された場合、休会期間の会費の支払いは免除する。

#### (除名)

第9条 定款に定める除名に該当する事態が発生したと考えられる場合、それを知りえた者はただちにNEJSG事務局に届け出るものとする。

2 NEJSG事務局は、可能な限り詳細を調査の上、直近の理事会に議題として提出する。

3 理事会は、事態の詳細を検討の上、総会に報告する。

#### (臨床研究の提案)

第10条 正会員は、新規臨床研究を提案することができる。

2 提案の方法は、「コンセプトシート」に研究概要等必要事項を記入し、リージョン長と確認の上、最終の「コンセプトシート」をNEJSG事務局に提出する。

3 賛助会員が新規臨床研究を提案する場合、正会員が「コンセプトシート」を作成しリージョン長またはNEJSG事務局に提出する。

4 提案された臨床研究は、NEJSG臨床判断部会にて、学術的先進性、実行可能性(症例集積の可能性、経済的側面も吟味)などを審議する。

#### (臨床判断部会等への出席)

第11条 正会員は、臨床判断部会に議決権なしに参加することができる。ただし、臨床判断部会

委員が推薦のもと代表理事の許可を取得しなければならない。

- 2 正会員は、代表理事ならびにリージョン長の推薦のもとNEJSG Education Programに参加することができる。また、非会員が参加する場合、正会員になる。
- 3 正会員は、NEJSGのEducation Programを聴講することができる。
- 4 賛助会員は、臨床判断部会に原則として1社2名までが議決権なしに参加することができる。その場合、臨床判断部会委員の推薦と代表理事の許可の取得が必要で、参加は賛助会員が関係するセッションに限られる。

(臨床試験にかかわる情報の入手)

第12条 正会員。賛助会員および名誉会員は、会員ページを閲覧することができる。

- 2 NEJSGが実施する研究の資料の入手には、理事会が定める対価が要求されることがある。

附則

- ・本規定は、令和2年11月12日から施行する。